

フェニックス事業用地
(尼崎市東海岸町沖地区)
「B-1ブロック」
分譲募集要領に係る参考資料

土地の状況について

令和7年7月

兵 庫 県

※ 地盤状況、埋存物等については、極力データ等を開示し記載しておりますが、現況と相違している場合は、現況が優先します。

目 次

土地の状況について 1

○全体平面図 別紙 1

○代表箇所標準断面図 別紙 2

○横断面図 別紙 3

○縦断面図 別紙 4

土地の状況について

1 概要

フェニックス事業用地(東海岸町沖地区)は、兵庫県が昭和62年10月に公有水面埋立免許を取得し、平成2年1月から大阪湾圏域広域処理場整備事業(大阪湾フェニックス計画)に基づき、大阪湾広域臨海環境整備センターが事業主体となって、陸上残土、浚渫土砂、廃棄物を埋め立てて造成している事業用地です。現在、土砂等の受入れが完了し、覆土工事等を進めています。

本分譲地は、公有水面埋立事業で造成している区域のうち、平成24年度に埋立竣工した土地です。土地利用に際して施設等を建設される場合は、土地調査等を実施し、施設等の内容や規模に合わせた基礎構造物の施工に配慮してください。

2 地盤の高さ

本分譲地の地盤高さは、令和5年12月までにD.L.+5.10m(T.P.+4.20m)まで盛土を行っています。また、地盤改良を行っていませんので今後も圧密沈下が継続する見込みです。

3 地盤の状況

埋立造成事業では、海底地盤上に15~20m程度の厚さの埋立を行っています。

本分譲地付近の海底地盤の土質構成は、粘土を主体とした15~20m程度の沖積粘土層と、その下部の砂礫や砂を主体とした洪積層で構成されています。

4 埋立用材

本分譲地の埋立用材には、陸上残土、浚渫土砂、安定型の産業廃棄物(廃プラスチック類・ゴムくず、金属くず・ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類)を使用しています。がれき類には、阪神・淡路大震災による震災瓦礫(小割コンクリートガラ:最大径概ね30cm以下)を含みます。

各埋立用材については、大阪湾広域臨海環境整備センターで受入基準を設けており、埋立時点における受入基準を満たしています。

また、建築物等の基礎工事施工に当たり、埋め立てられた産業廃棄物が掘り出された場合は、改めて掘り出した者が産業廃棄物として適正に処理する必要があります。

5 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)に係る届出

3,000平方メートル以上の土地の形質の変更をしようとする場合は、30日前までに土壌汚染対策法に係る届出が必要となります。

6 地盤の液状化

本分譲地は埋立地であることから、液状化の可能性があります。

7 南海トラフ巨大地震による県独自の津波想定

(1) 想定地震及び計算条件

想定地震		計算条件
内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表（H24.8.29）の想定地震	規模 M9.1	○門扉は開放（自動閉鎖及び常時閉鎖しているものを除く）。 ○防潮堤等は津波が越流した場合に破堤。

(2) 想定最高津波水位と分譲地等の地盤高さ

尼崎市における想定最高津波水位	D.L. +4.90m (T.P. +4.00m)
本分譲地の地盤高さ	D.L. +5.10m (T.P. +4.20m) (令和5年12月時点)
(参考) 公共ふ頭用地の地盤高さ	D.L. +3.60m (岸壁) ~ +5.10m (ふ頭用地) (T.P. +2.70m (岸壁) ~ +4.20m (ふ頭用地))

※ 液状化等による地盤の沈下は考慮していません。

※ D.L. ± 0m = T.P. - 0.90mで、換算することができます。

8 高潮浸水想定区域

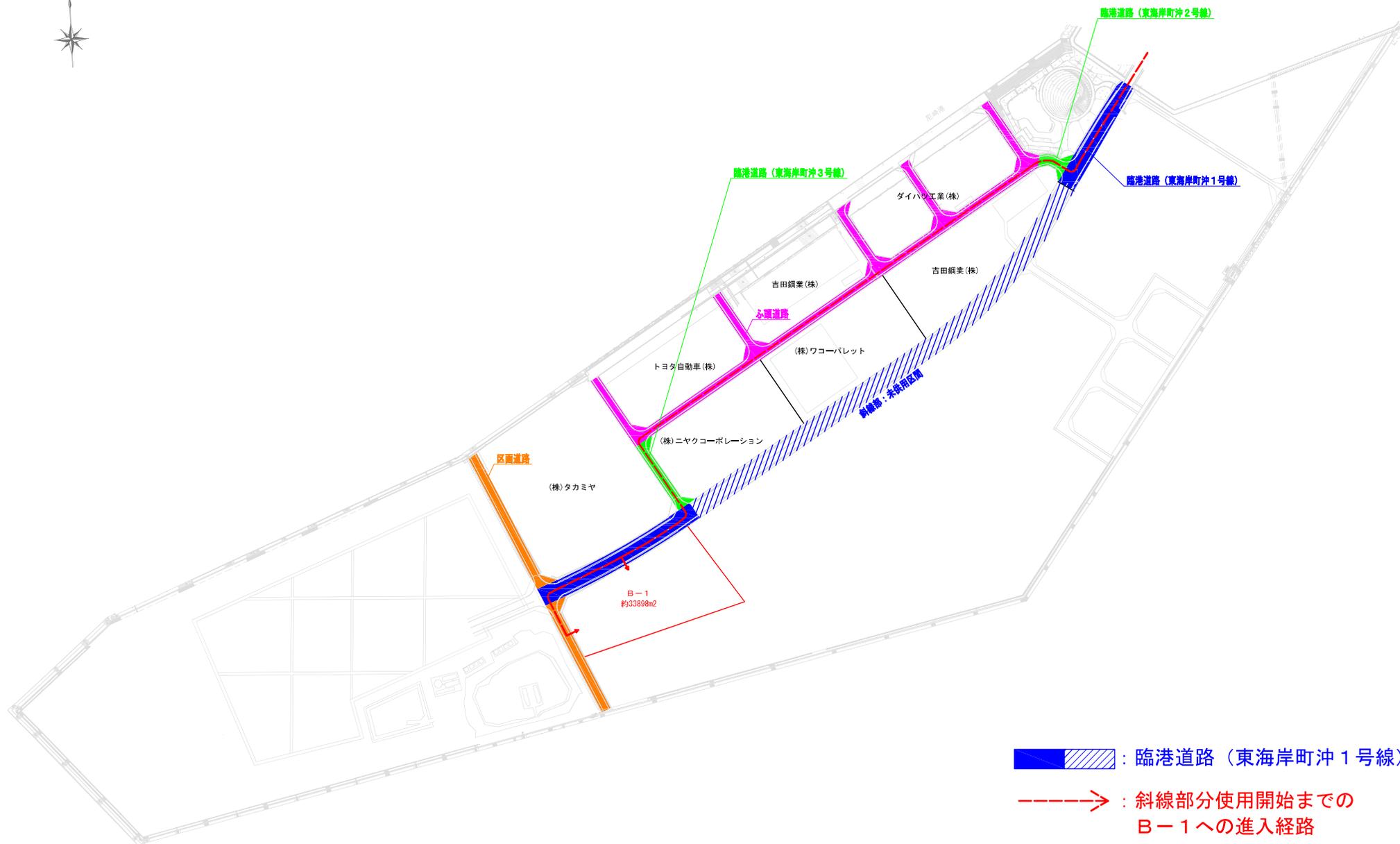
本分譲地は高潮浸水想定区域に指定されています。(詳細については下記の兵庫県HPを確認ください)

兵庫県HP < https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks17/takashi_oshi_nso/takashi_oshi_nso.html >

9 海岸保全区域及び臨港地区について

本分譲地は令和7年7月時点では海岸保全区域及び臨港地区に指定されていませんが、今後指定される可能性があります。

全体平面図

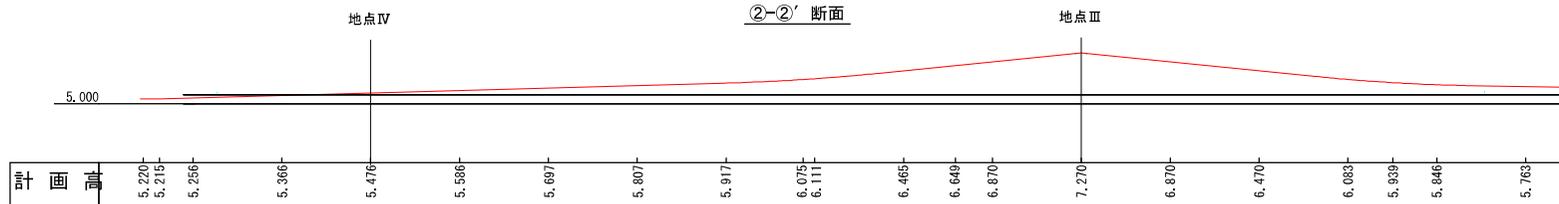
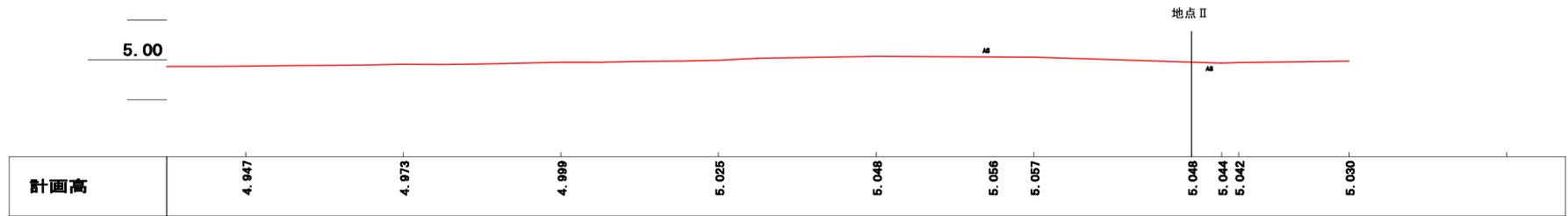
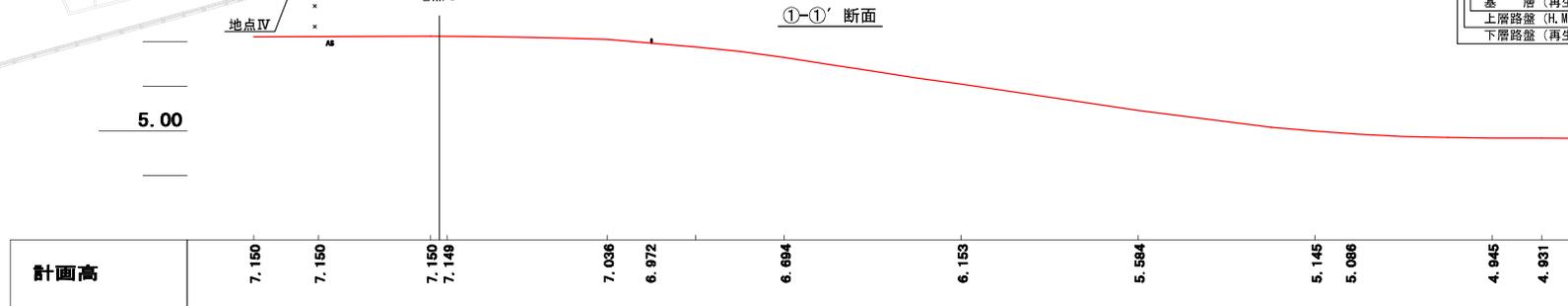
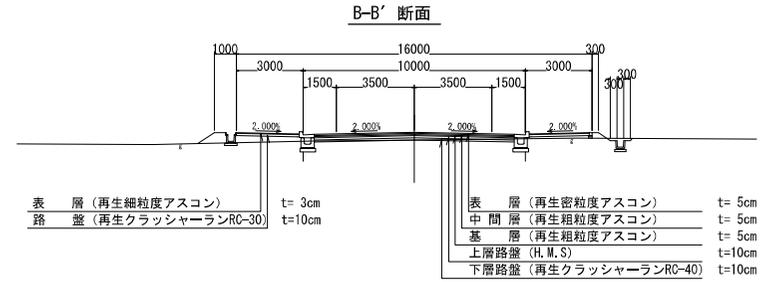
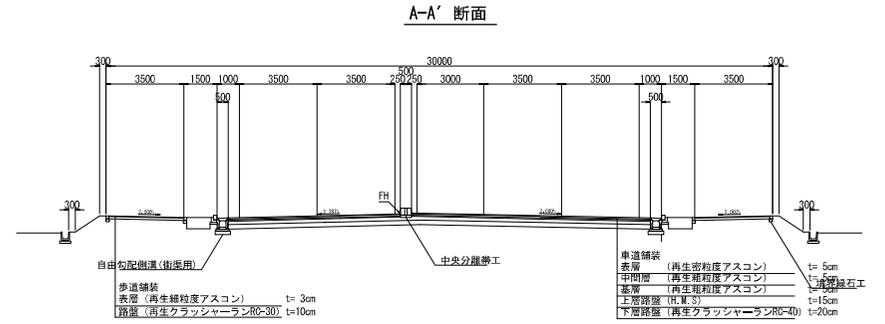
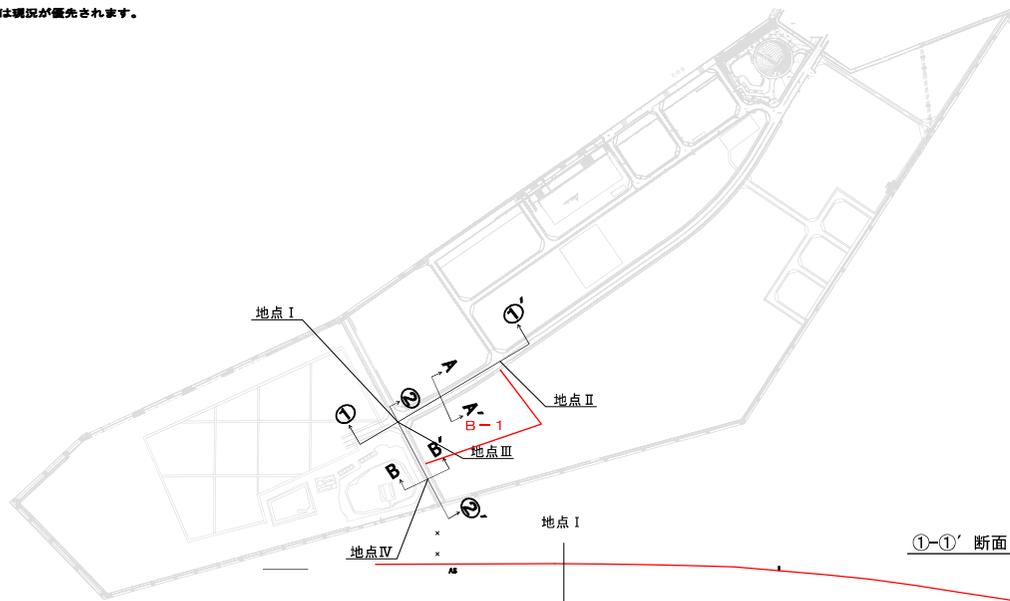


  : 臨港道路 (東海岸町沖1号線)

 : 斜線部分使用開始までの
B-1への進入経路

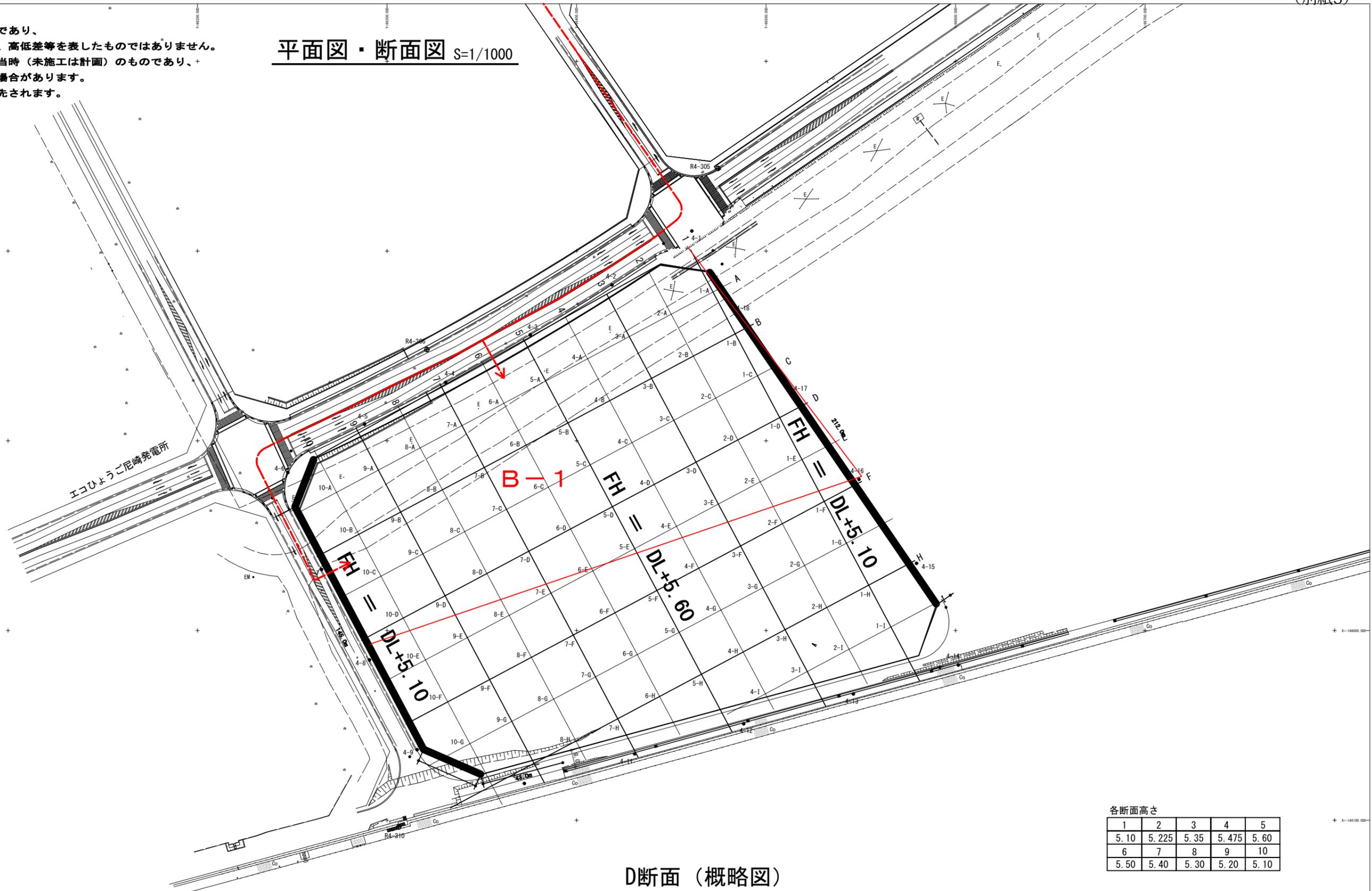
※本図面は全て参考図であり、
 正確な現況の高低差等を表したものではありません。
 形状寸法などは設置当時（未施工は計画）のものであり、
 現況と相違している場合があります。
 その場合は現況が優先されます。

代表箇所標準断面図



※本図面は全て参考図であり、
 正確な現況の区画線、高低差等を表したものではありません。
 形状寸法などは設置当時（未施工は計画）のものであり、
 現況と相違している場合があります。
 その場合は現況が優先されます。

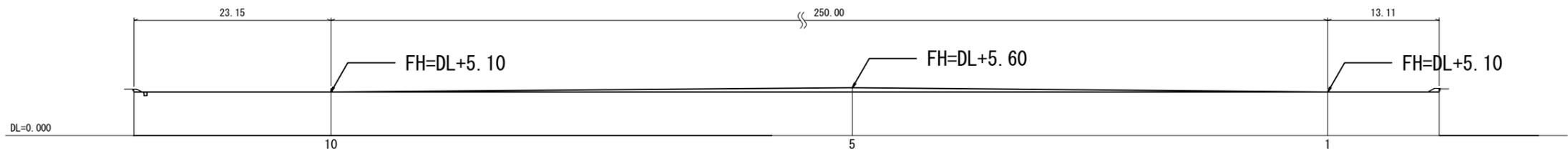
平面図・断面図 S=1/1000



D断面（概略図）

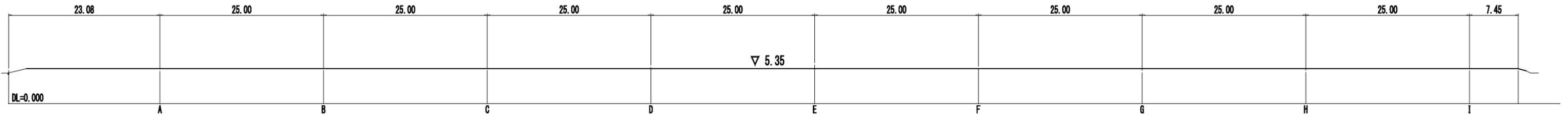
各断面高さ

1	2	3	4	5
5.10	5.225	5.35	5.475	5.60
6	7	8	9	10
5.50	5.40	5.30	5.20	5.10

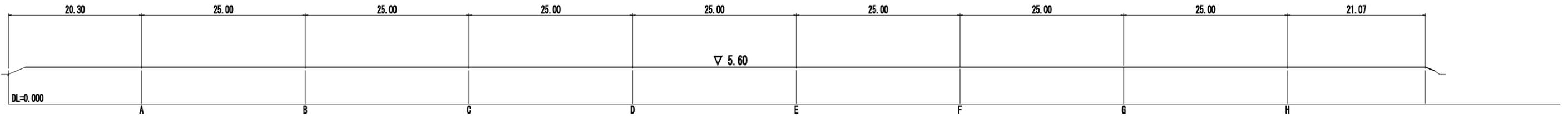


縦断図 S=1/300

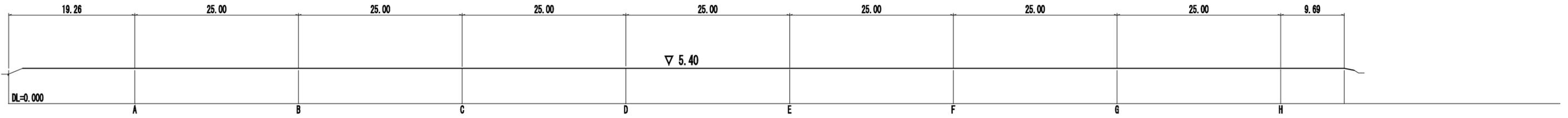
3断面



5断面



7断面



9断面

